

スポーツ施設のご利用案内

(板橋区公共施設予約システム)



IIA
リザーブ



スポーツ振興課
小豆沢体育館
赤塚体育館
植村記念加賀スポーツセンター
上板橋体育館
高島平温水プール

最終更新：令和5年10月

板橋区ホームページ URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

目次

1 板橋区公共施設予約システムについて	
1-1	はじめに 2
1-2	システム対象施設一覧 3
1-3	利用施設別支払い窓口 3
1-4	システムの利用時間 4
1-5	システムへのアクセス方法 4
2 登録について	
2-1	団体登録について 4
2-2	登録受付窓口 4
2-3	登録要件 5
2-4	登録に必要なもの 5
2-5	登録の有効期間と更新手続き 6
2-6	口座振替について 6
3 抽選申込み	
3-1	抽選申込みができる団体 6
3-2	抽選申込み方法 6
3-3	抽選申込み可能数・申込み期間 7
3-4	抽選申込みの確認・取消 7
3-5	抽選方法 7
3-6	当選できるコマ数など 8
3-7	当選発表日・抽選結果確認・利用手続き期間 8
3-8	当選後の利用手続き（本予約） 8
4 空き施設の予約	
4-1	空き施設の予約 9
4-2	空き施設の予約申込み（仮予約）方法 9
4-3	空き施設の予約申込み期間 9
4-4	空き施設の利用可能日数 10
4-5	予約申込み（仮予約）の確認・取消 10
4-6	予約申込み（仮予約）後の利用手続き（本予約） 10
5 施設の利用について	
5-1	施設を利用するときに必要なもの 11
5-2	利用手続き（本予約）後の予約変更及び取消について 11
5-3	雨天時等の取扱い 12
5-4	利用料の口座振替について 13
5-5	施設利用時の注意事項 13
5-6	インボイスの発行について 14
6 問い合わせ窓口 15	

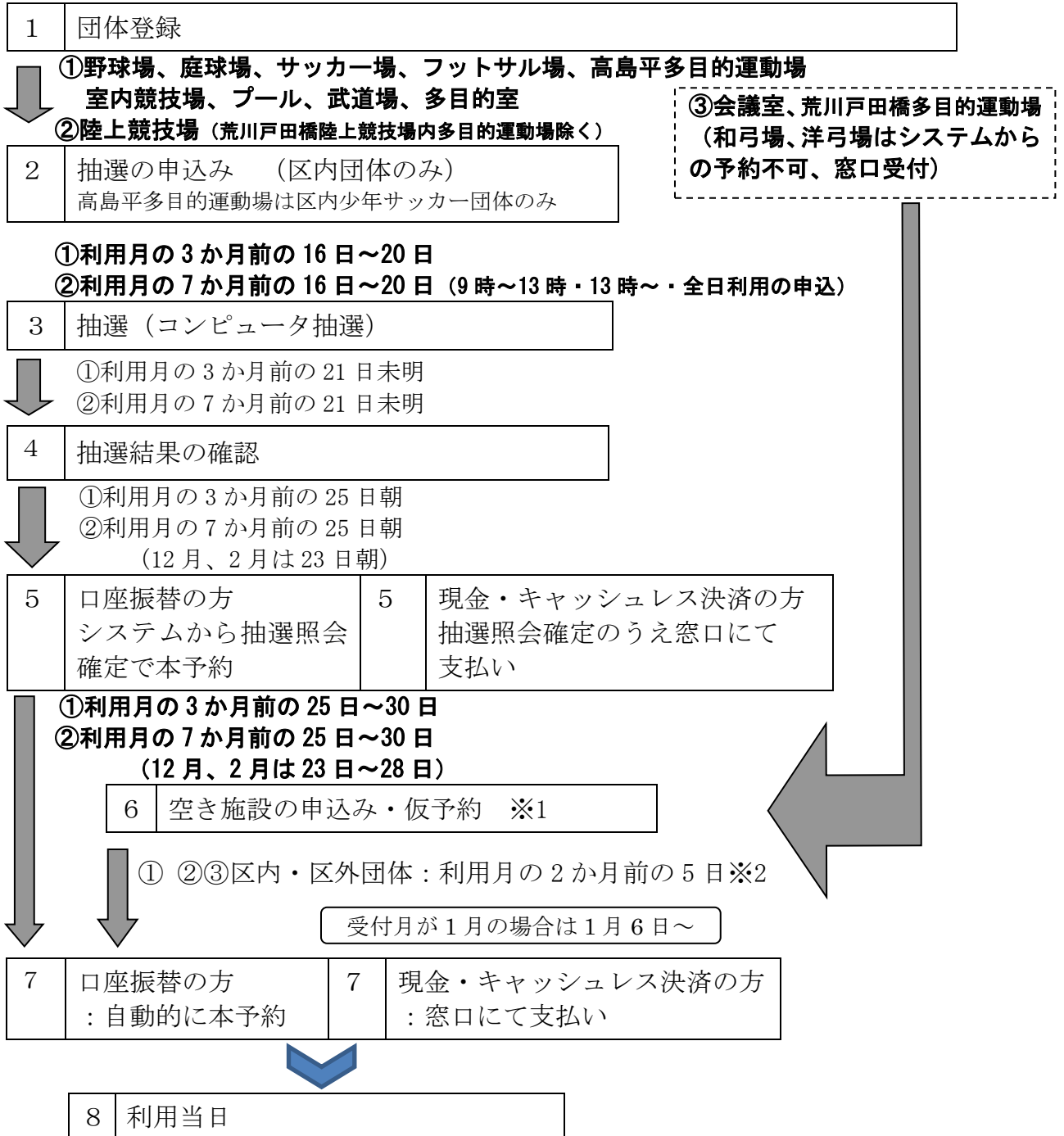
1 板橋区公共施設予約システムについて

1-1 はじめに

板橋区のスポーツ施設では、区民のみなさんにより身近に、より便利にご利用いただくため、「板橋区公共施設予約システム」により施設の空き状況の照会、予約、抽選などを行っています。

「板橋区公共施設予約システム」を利用するには事前に団体登録が必要です。

<利用のながれ>



※1 抽選後の空き施設の照会開始は、利用月の3か月前の25日～

※2 陸上競技場は利用月の6か月前の5日から受付窓口（P15の★印の施設）及びスポーツ振興課でのみ半日、一日単位で受付開始

1-2 システム対象施設一覧

施設	対象施設名称
小豆沢体育館	室内競技場、武道場、会議室、多目的室、和弓場、洋弓場※2
赤塚体育館 ※1	室内競技場、プール、会議室
加賀スポーツセンター (旧東板橋体育館)	室内競技場、プール、武道場、会議室
上板橋体育館	室内競技場、プール、武道場、会議室
高島平温水プール	プール、会議室、多目的室
野球場	小豆沢野球場、城北野球場、徳丸ヶ原野球場 ※3、荒川戸田橋野球場（一般・少年・硬軟兼用一般用・硬軟兼用少年用）、東板橋公園運動場（少年野球場） ※4
庭球場	小豆沢庭球場、徳丸ヶ原庭球場、東板橋庭球場、加賀庭球場、新河岸庭球場
サッカー場	荒川戸田橋サッカー場
フットサル場	浮間舟渡フットサルパーク（新河岸東公園内）
陸上競技場	新河岸陸上競技場、荒川戸田橋陸上競技場、荒川戸田橋陸上競技場（多目的運動場）
多目的運動場	高島平多目的運動場 ※5

※1 赤塚体育館少年運動場は、このシステムを利用して空き状況の照会や予約はできません。直接、赤塚体育館で手続きを行ってください。

※2 和弓場、洋弓場は空き状況の照会のみ可能です。予約は窓口のみとなります。施設利用には諸条件がございますので初めてご利用の際は事前にお問い合わせください。

※3 徳丸ヶ原野球場は、全員が小中学生、60歳以上又は女性の団体のみ利用できます。

※4 東板橋公園運動場は、少年サッカー及びグラウンド・ゴルフでご利用できます。利用方法に制限がございますので、詳細はスポーツ振興課までお問い合わせください。

※5 高島平多目的運動場は少年サッカー、フットサル、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールなどにご利用いただけます。

1-3 利用施設別支払い窓口

利用施設	支払い窓口	受付ができない日		受付時間
野球場 庭球場 サッカー場 フットサル場 高島平多目的運動場	赤塚体育館 加賀スポーツセンター	第3月曜日	年末年始 (12/29~1/4)	9時~19時
	小豆沢体育館、上板橋体育館、高島平温水プール	第2月曜日	※加賀スポーツセンターは1/5まで	
高島平多目的運動場	まなぼーと（生涯学習センター）	土・日・祝日 及び第3月曜日	年末年始 (12/29~1/3)	9時~17時
	地域センター、区民事務所、スポーツ振興課	土・日・祝日		
体育館（室内競技場・会議室・多目的室・武道場）、プール、陸上競技場、戸田橋多目的運動場、和弓場、洋弓場	赤塚体育館 加賀スポーツセンター	第3月曜日	年末年始 (12/29~1/4)	9時~19時
	小豆沢体育館、上板橋体育館、高島平温水プール	第2月曜日		
	スポーツ振興課	土・日・祝日	年末年始 (12/29~1/3)	9時~17時



※ 第2月曜日又は第3月曜日が祝日と重なった場合は、翌日が受付できない日となります。

1-4 システムの利用時間

抽選申込みや予約受付などが利用できる時間は、9時～24時までです。

施設の空き状況や施設情報などの照会は24時間行えます。(ただし、システムメンテナンスのため、午前4時から午前5時頃までは利用できない時間となります。)

1-5 システムへのアクセス方法

パソコン、スマートフォン 	https://www.itabashi-shisetsu-yoyaku.jp/eshisetsu/ ※区のホームページからもアクセスできます。
携帯電話 	https://www.itabashi-shisetsu-yoyaku.jp/mobile/ 携帯電話にバーコードリーダー機能がある場合は、左の二次元コードを読み取ってください。 (機種によっては、正常に動作しない場合もあります。)

2 登録について

2-1 団体登録について

はじめに、代表者又は副代表者の方が必要書類(2-4参照)を登録受付窓口(2-2参照)に提出し、団体登録を行ってください。「公共施設予約システム利用者登録証」を発行します。(既に他の団体の代表者又は、副代表者に登録されている方を、別団体の代表者や副代表者として登録することはできません。)

登録番号やパスワードは他人に知られないように管理をしてください。
登録をしていただくと、原則全ての区立体育施設をご予約いただけるようになりますが、以下の例外がございます。

【例外】

- ※硬式野球で利用する際は荒川戸田橋野球場硬軟兼用面のみご予約いただけます。
- ※少年団体(野球、サッカー)専用の施設をご予約いただく場合は少年団体としての登録が必要です(2-3-③参照)。
- ※営利目的での利用は、原則できません。

2-2 登録受付窓口

小豆沢体育館、赤塚体育館、加賀スポーツセンター、上板橋体育館、高島平温水プール、スポーツ振興課(各施設の受付時間は1-3を参照)

2-3 登録要件

- ①区内団体：代表者と副代表者各1名(計2名)が、区内在住・在勤・在学のいずれかであり、義務教育を修了している15歳以上であること
- ②区外団体：代表者と副代表者各1名(計2名)が、義務教育を修了している15歳以上であること

※既に他の団体の代表者又は、副代表者に登録されている方を、別団体の代表者や副代表者として登録することはできません。

- ③少年団体(野球・サッカー)：次表のとおりです。

●野球場(硬式・軟式)

利用者種別		代表者	構成員対象者	構成人数
区内団体(少年) 硬式のみ		区内在住・在勤者で 18歳以上の方	区内在住の小・中学生	10人以上 (代表者含む)
区内団体 (少年) 軟式のみ	中学生		区内在住の小・中学生 (※中学生が構成員の過半数)	
	小学生		区内在住の小・中学生 (※小学生が構成員の過半数)	
区外団体(少年)		18歳以上の方	小・中学生	

●サッカー場

利用者種別	代表者	構成員対象者	構成人数
区内団体(少年)	区内在住・在勤者 で18歳以上の方	区内在住の小・中学生	12人以上 (代表者含む)
区外団体(少年)	18歳以上の方	小・中学生	

※少年サッカー団体は、フットサル場、高島平多目的運動場、戸田橋陸上競技場内多目的運動場、室内競技場も予約できます。

2-4 登録に必要なもの

- ①「板橋区公共施設予約システム利用者登録等申請書」
- ②少年団体のみ「利用者登録団体名簿」
(構成員全員の氏名、住所を記入していただきます。)
※①申請書、②団体名簿のデータは区ホームページ「体育施設の団体登録について」に掲載
(<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/1005245/kashikiri/1005271.html>)
- ③証明書類(登録時に窓口へご提示ください。)

団体種別	必要な証明書類
区内団体	代表者及び副代表者の区内在住、在勤、在学及び年齢が確認できる証明書類
区外団体	代表者及び副代表者の住所及び年齢が確認できる証明書類
区内少年	1. 代表者の区内在住・在勤及び年齢が確認出来る証明書類 2. 構成員の区内在住及び年齢が確認出来る証明書類全員分
区外少年	1. 代表者の住所及び年齢が確認出来る証明書類 2. 構成員の住所及び年齢が確認出来る証明書類全員分

(窓口に来る方は原本の提示が必要ですが、他の構成員の方の確認書類はコピーでも可能です。)

・ 区内在住・年齢の確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、保険証、その他公的機関発行の資格証明

・ 区内在勤の確認書類

身分証明書（勤務先所在地が板橋区内と確認できるもの）、在勤証明書（勤務先の証明印があるもの）※名刺は不可

・ 区内在学の確認書類

学生証（学校の所在地が板橋区内と確認できるもの）

2-5 登録の有効期間と更新手続き

有効期間は登録日・更新申請日から3年間ですが、少年団体（野球・サッカー）は翌年度の6月30日までとなります。

有効期間は自動更新となりません。更新する場合は、登録時と同様の手続き（2名分の身分証明書等）が必要です。お手持ちの利用者登録証もご持参いただき窓口でお手続きください。

有効期間を過ぎると新たな予約や抽選申込み・抽選確定処理ができなくなりますのでご注意ください。

2-6 口座振替について

利用料のお支払いは、口座振替がご利用いただけます。

受付窓口（P15の★印の施設）、スポーツ振興課、地域センターにある「口座振替（自動払込）依頼書」（3枚複写）に必要事項を記入し、金融機関の窓口で手続きを済ませた後、2枚目の板橋区保管用「口座振替依頼書（納付届）」を登録受付窓口（2-2参照）にお持ちください。

金融機関がゆうちょ銀行の場合、2枚目の板橋区保管用「口座振替依頼書（納付届）」は、ゆうちょ銀行から区へ直接送付されますが、時間を要するためお急ぎの方は依頼書控えを直接窓口（2-2参照）へお持ちください。

3 抽選申込み

3-1 抽選申込みができる団体

区内団体のみ、抽選申込みができます。

3-2 抽選申込み方法

対象施設	抽選申込み方法
野球場、庭球場、サッカー場、フットサル場、高島平多目的運動場、室内競技場、陸上競技場、プール、武道場、多目的室	抽選申込み期間中に、「板橋区公共施設予約システム」よりログインして抽選申込みをします。操作手順については「板橋区公共施設予約システム ITA-リザーブ」をご覧ください。

「板橋区公共施設予約システム」をご利用になれない方は抽選申込み期間中に受付窓口（P15の★印の施設）、スポーツ振興課窓口へお越しいただければ、システムからの申込みをサポートいたします。

3-3 抽選申込み可能数・申込み期間

抽選申込みは1団体一月5申込みまでです。

区主催事業や緊急工事などにより施設が利用できない場合があります。

施設	申込み可能件数（施設ごと）	申込み期間
野球場（※1） 庭球場 サッカー場 フットサル場 高島平多目的運動場（※3）	施設、曜日（平日・土・日・祝日）、時間を問わず一月5申込みまで。 1申込み1コマ（2時間）（※2）	利用月の3か月前の16日～20日
室内競技場 プール 武道場 多目的室	施設、曜日（平日・土・日・祝日）、時間を問わず一月5申込みまで。 1申込みで「午前・午後」「午後・夜間」「午前・午後・夜間」などの連続した申込みもできます。（※4）日またぎはできません。	
陸上競技場（※5）	施設、曜日（平日・土・日・祝日）、時間を問わず一月5申込みまで 1申込みで「午前・午後」の連続した申込みもできます（※4）。日またぎはできません。	利用月の7か月前の16日～20日

- ※1 戸田橋硬軟兼用少年用A面は区内少年硬式野球団体のみ抽選申込みが出来ます。戸田橋硬軟兼用一般用B面の土日祝利用分は区内硬式野球団体のみ抽選申込みが出来ます。
- ※2 6月～8月（フットサル場4月～9月、高島平多目的運動場5・9月）の17時～18時、11月～2月の15時～16時の1時間の枠については抽選の対象外です。
- ※3 高島平多目的運動場は、区内少年サッカー団体のみ抽選申込みが出来ます。
- ※4 当落は申込みごとに決定します。例えば、団体Aが「午前・午後」を1申込みとして申請したが、午前または午後のどちらか一方を申込んだ団体Bが当選した場合、団体Aは「午前・午後」とも落選となります。
- ※5 戸田橋陸上競技場内の多目的運動場は抽選の対象外です。

3-4 抽選申込みの確認・取消

システムから抽選申込みをした場合は、申込み期間中（16日～20日）であればシステムから取消ができます。変更をしたいときは申込みを取消し、改めて申し込んでください。

3-5 抽選方法

毎月21日未明にコンピュータによる抽選を行います。

3-6 当選できるコマ数など

施設	当選できるコマ数など
野球場、庭球場、サッカー場、フットサル場、高島平多目的運動場	曜日に関わらず最大2コマ※まで
室内競技場、陸上競技場、プール、武道場、多目的室	2日まで

※戸田橋野球場硬軟兼用少年用面は競合する団体がいなければ申込み数が当選限度コマ数となります。

3-7 当選発表日・抽選結果確認・利用手続き期間

施設	当選発表日	結果確認・利用手続き期間
野球場、庭球場 サッカー場 フットサル場、 高島平多目的運動場 室内競技場 プール、武道場 多目的室	利用月の3か月 前の25日 (※1)	3か月前の25日～30日までシステムで確認ができます。25日～30日までに利用手続きをしてください。(※2)
陸上競技場	利用月の7か月 前の25日 (※1)	7か月前の25日～30日までシステムで確認ができます。25日～30日までに利用手続きをしてください。(※2)

公共施設予約システムにてメールアドレスを登録すると、登録先に抽選結果を送信します。システムをご利用になれない方は窓口で利用手続きのサポートをいたします。

※1 当選発表月が2月、12月にあたる場合は23日となります。

※2 利用手続き期間が2月、12月にあたる場合は23日～28日となります。

3-8 当選後の利用手続き（本予約）

当選後の利用手続き期間は、25日～30日（2月、12月は23日～28日）です。無料施設の東板橋公園運動場も利用手続きは必要です。

① 現金・キャッシュレス決済でお支払いの場合

利用手続き期間中にシステムから「抽選照会確定」をし、利用者登録証をご持参の上、支払い窓口で利用手続き（申請・利用料の支払いなど）をしてください。期日までに利用手続きがない場合、自動的に取消となります。

② 口座振替の場合

利用手続き期間中にシステムから「抽選照会確定」を行ってください。期日までに利用手続きがない場合、自動的に取消となります。

屋内施設、及び新河岸陸上競技場には付帯設備（※）がございます。必要な場合は、システムから入力をするか、現金・キャッシュレス決済でお支払いの方は利

用手続きの際に、受付窓口（P15の★印の施設）かスポーツ振興課窓口へお申し出ください。

利用手続きの時点で付帯設備を付けておらず、後で追加したい場合は利用日3日前までに利用の受付窓口（P15の★印の施設）へお申し出ください（電話可）。
※付帯設備とは：卓球台、バレーネット、バスケゴール、電光掲示板、スクリーン、拡声装置など競技を行ううえで必要な設備のこと。料金はシステムからご確認ください。

4 空き施設の予約

4-1 空き施設の予約

抽選終了後の空いている施設と抽選を行わない施設の予約を利用月の2か月前の5日（1月のみ6日）9時から受け付けます。また、システムから申し込める期間については4-3の表のとおりです。

抽選終了後の施設の空き状況は、「板橋区公共施設予約システム」の「空き状況照会・仮予約」から確認でき、団体登録をしているすべての団体が対象となります。予約は先着順となります。

4-2 空き施設の予約申込み（仮予約）方法

「板橋区公共施設予約システム」の「空き状況照会・仮予約」から申込みます。また、施設の支払い窓口（1-3参照）でも予約ができます。

4-3 空き施設の予約申込み期間

施設	申込期間 申込み期間内に、利用手続き（本予約）まで済んでいる必要があります。
野球場（※1）庭球場（※2） サッカー場、フットサル場 高島平多目的運動場（※1） （※8）	利用月の2か月前の5日（※3）～利用日当日
室内競技場、多目的室（※4）、 プール、武道場、和弓場、洋弓場（※5）、 陸上競技場（時間単位利用）（※6,7）、多目的運動場	利用月の2か月前の5日（※3）～利用日の3日前
会議室	利用月の2か月前の5日（※3）～利用日当日

※1 小豆沢・城北・徳丸ヶ原野球場、東板橋公園運動場、高島平多目的運動場は、予約申込みのない時間帯を子どもの遊び場として開放するため、いずれの団体も利用日前日までの申込みとなります。ただし、東板橋公園運動場は平日（区立小学校の休業期間を除く）15時以降のコマについては利用前月の20日までの申込みとなります。
また、小豆沢・城北野球場のナイター枠については窓口でのみ、当日まで申込み可能です。

- ※2 加賀・新河岸庭球場の7時～9時の枠については、利用日前日までの申込みとなります。
- ※3 1月の申込み（3月利用分）のみ6日からとなります。
- ※4 室内競技場については利用する施設の窓口で申込み場合に限り、利用日前日午後6時まで、多目的室については利用する施設の窓口で申込み場合に限り、利用日当日まで受け付けます。
- ※5 和弓場、洋弓場の貸切予約には諸条件がございます。ご利用を希望される場合はスポーツ振興課へお問合せください。
- ※6 半日単位（9時～13時・13時～）、全日利用の場合は6か月前の5日から各受付窓口（P15の★印の施設）及びスポーツ振興課窓口でのみご予約いただけます。
- ※7 新河岸陸上競技場の付帯設備、写真判定機、棒高跳びマット・ポールをご利用になりたい場合は必ず事前に高島平温水プールへ連絡の上、現地にて利用方法、注意事項等をご確認ください。
- ※8 6月～8月（フットサル場4月～9月、高島平多目的運動場5・9月）の17時～18時、11月～2月の15時～16時については、1時間枠があります。

4-4 空き施設の仮予約可能日数

利用施設	1利用月あたりの仮予約可能日数
野球場、庭球場、サッカー場、フットサル場、高島平多目的運動場	各会場ごとに4日まで
室内競技場、プール、武道場、会議室、多目的室、陸上競技場、多目的運動場（荒川戸田橋陸上競技場内）和弓場、洋弓場	各会場ごとに5日まで
陸上競技場	各会場ごとに5日まで ただし、土日祝は月20コマ （1コマ＝1時間）まで

1申込み（1つの承認番号）で1利用月の仮予約可能日数分お申込みいただけます。

4-5 予約申込み（仮予約）の確認・取消

利用手続き（利用申請・利用料の支払い、口座振替の場合は予約確定）を済ませるまでは、システムで仮予約の取消ができます。

利用手続き後はシステムからは取消することができません。

（利用手続き後の取消については、5-2参照）

4-6 予約申込み（仮予約）後の利用手続き（本予約）

利用手続き（本予約）期限は、仮予約をした日を含めて6日間です。ただし、利用日の10日前から利用当日までの申込みの場合、申込み当日が本予約期限になり、11日前の申込みの場合は翌日まで、12日前の申込みの場合は翌々日までが本予約期限になります。利用料金の発生しない、東板橋公園運動場も利用手続き（本予約）の手続きは必要です。

(例)9月13日を利用する場合

還付期限(5-2を参照)である10日前の9月3日以降に申込みした場合は申込み日が利用手続き期限となります。9月1日・2日に申込みした場合は9月3日が利用手続き期限日となります。

ただし、年末年始(12/29~1/4)は期間として数えません。例えば1月5日を利用する場合の10日前は12月19日となります。

利用手続き(本予約)後は新たに仮予約可能日数分追加予約ができるようになります。故意に仮予約を繰り返し、支払い期限を延ばす行為は、他の利用者の迷惑となりますのでおやめください。

① 現金・キャッシュレス決済でお支払いの場合

利用手続き(本予約)期限までに利用者登録証をご持参の上、支払い窓口(1-3参照)で手続き(申請・利用料の支払いなど)をしてください。

期限までに利用手続きがない場合、予約は自動的に取消となります。

② 口座振替の場合

仮予約期間後、自動的に本予約となります。

また、システムから「本予約への手動切替」を選択することもできます。

屋内施設、及び新河岸陸上競技場には付帯設備(P9付帯設備とは参照)がございます。必要な場合は、システムから入力をするか、現金・キャッシュレス決済でお支払いの方は利用手続きの際に受付窓口(P15の★印の施設)、スポーツ振興課窓口でお申し出ください。

5 施設の利用について

5-1 施設を利用するときに必要なもの

- ① 利用承認書(口座振替の団体は不要)
- ② 利用者登録証(口座振替の団体は必ず提示してください。現金・キャッシュレス決済でお支払いの団体も必要に応じ提示していただくことがあります。)

5-2 利用手続き(本予約)後の予約変更及び取消について

既に利用手続き(本予約)をした予約についてはシステムから変更、取消はできません。下表の窓口で利用承認書(口座振替団体は利用者登録証)をご持参の上、申請をしてください。

手続き内容	受付窓口	申請期限
予約変更 (1コマにつき1回限り)	スポーツ振興課 受付窓口(P15の★印の施設)	利用日の10日前まで
予約取消	受付窓口(P15の★印の施設)	利用日の10日前まで

①予約変更について

変更前と変更後で利用料が上がった場合、差額分をお支払いいただく必要があります。また、変更後の利用料が下がった場合の差額分は返金できませんので、ご了承ください。

日程を変更する場合の変更先は変更前の日付より後の日付を指定してください。

例：5月15日利用予定の場合

申請期限→5月5日

変更先→5月16日以降

②予約取消について

★利用日の**10日前**までに申請をされた場合

利用料の50%相当額を還付いたします。(付帯設備は全額還付)

★利用日の**10日前より後**・・・**還付いたしません。(付帯設備利用料含む)**

※利用日を変更した場合は、変更前の利用日を還付起算日とします。

※変更・取消期限日が受付窓口(P15の★印の施設)の定期休館日のときは、その前日(その日も休館日の場合はさらにその前日)が取消期限日となります。

・口座振替団体も、受付窓口(P15の★印の施設)で引き落とし額を減額する手続きをしてください。引き落としは予約取消をされた月の翌月末となります。還付請求手続きには、**利用者登録証、利用承認書**(口座振替の団体は必要ありません)をお持ちください。

・キャッシュレス決済で支払った場合は、現金での還付となります。

5-3 雨天時等の取扱い

雨天や雨がやんだ後の屋外施設の利用状況については、システムからは確認できませんので、P15の問い合わせ窓口にお問い合わせください。

施設都合(雨天、高温、降雪、荒天など)により施設利用ができなかった場合は、その翌日(※)から利用料を全額還付いたします。

現金・キャッシュレス決済でお支払いの方は、受付窓口(P15の★印の施設)まで**利用承認書**をお持ちください。現金で還付いたします。スポーツ振興課では還付を行えません。利用承認書を紛失された場合は還付に応じることができませんのでご注意ください。

※ 口座振替の場合、施設都合による中止については利用料金の引き落としを行いません。窓口での還付申請は不要です。

※降雨・降雪後及び霜が降りる時期は、利用日当日が晴天でも球場・グラウンド・コート状況により使用できない場合がございます。使用中止になった場合も、施設からお客様へご連絡はいたしませんのでご了承ください。

※ご利用の途中で雨天等による還付が生じた場合は、管理人に承認書を提示してください。管理人が承認書に実際の利用時間を記入いたします。その利用時間の終了後に最寄りの受付窓口(P15の★印の施設)に時間記入後の承認書をご持参いただければ、利用できなかった時間分の料金を還付いたします。(利用時間によっては還付が発生しない場合があります。)ナイター利用の場合、還付手続きは翌日以降の取扱となります。

※大型台風などにより、施設を臨時休館することがあります。最新情報はシステムお知らせ欄等に随時掲載します。

5-4 利用料の口座振替について

全ての体育施設が口座振替の対象です。

利用料は、お届けの口座から利用月の翌月の末日（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）に引き落とされます。

残高不足等で引き落としができなかった場合は、システムからの抽選申込み、予約ができなくなります。

引き落としができなかった利用料は、指定された期間内に各体育館・温水プールにて現金でお支払いいただくか、利用月の翌々月の末日に再度口座振替をいたします。システムのご利用再開は入金確認後となります。

引き落としは2回までです。それ以降も利用料の未納が続く場合は団体登録を抹消することがあります。

5-5 施設利用時の注意事項

- ①利用日当日は、施設の受付窓口または管理人に、利用承認書（口座振替の団体は利用者登録証）を提示してください。利用する権利は他人・他の団体へ譲ったり貸したりすることはできません。
- ②営利、報酬、撮影などを目的とした利用はできません。（原則、営利目的利用は禁止ですが、例外的に承認する場合があります。）
- ③区主催事業や緊急工事などにより、施設が利用できない場合があります。
- ④各施設において、利用できる種目が決まっています。承認された利用目的及び条件に反する利用（※）は固くお断りいたします。
また、指定されている場所以外での飲食、体育施設敷地内での喫煙は固くお断りいたします。ご不明な点は各体育館にお問い合わせください。
※例：徳丸ヶ原野球場は木製バットのみ使用可など
庭球場内には、小学生未満の入場はできません。小・中学生がご利用の際は、必ず18歳以上の大人が付き添ってください。なお、1コートの定員は10人程度です。
- ⑤やむを得ず利用ができなくなった時の手続きは、受付窓口（P15の★印の施設）にお問い合わせください。
- ⑥既に納めた利用料は規則で定める場合のほかは、還付いたしません（「5-2 利用手続き（本予約）後の予約変更及び取消について」、「5-3 雨天時等の取扱い」をご覧ください）。詳しくは受付窓口（P15の★印の施設）にお問い合わせください。
- ⑦利用施設（例：会議室や多目的室）の定員を越える人数での利用はできません。
- ⑧利用時間には、準備や着替え、片付け（コート、グラウンド整備等）まで含まれます。すべて利用時間内に行ってください。ゴミは各自お持ち帰りください。

- ⑨利用に必要な道具は各自ご持参ください。
- ⑩入れ墨やタトゥーを入れている場合はサポーターやテーピング、ラッシュガードなどの上着等で、他の方の目にふれないよう配慮してください。
- ⑪忘れ物・落し物は、施設の受付窓口または管理人へお問い合わせください（保管期間3か月）。
- ⑫各施設を利用中に負傷など事故が起きた場合は、速やかに施設管理者や管理人に申し出てください。救急車などの要請は施設管理者や管理人が行います。急を要し、その場で救急要請をした場合は、その旨を管理人に報告してください。
- ⑬利用中に施設や器具などを破損、汚損または紛失した場合は、相当額の弁償をしていただきます。
- ⑭その他、施設管理者や管理人の指示に従って利用してください。指示が守られない場合は利用承認を取消または停止することがあります。

5-6 インボイスの発行について

インボイスの発行を希望する場合は、受付窓口（p15の★印の施設）でお申し出ください。

【現金・キャッシュレス決済の場合】

体育施設の利用においては、付帯設備の追加や変更による金額変更の可能性があるため、原則施設利用日以降に発行いたします。

※ 複数予約日がある場合は、全利用日終了後。

【口座団体の場合】

窓口にて、利用料金の引き落としが確認できた後に発行いたします。

利用月の翌月の末日が利用料金の引き落とし日です。窓口では、引き落とし日から2週間弱で、引き落とし結果を確認できます。

例：10月利用分→11月末引き落とし

12月2週目頃に、窓口で領収済の確認が可能

※スポーツ振興課や地域センターでの発行はできません。

※1予約番号単位での発行となります。

※再発行はできません。

6 問い合わせ窓口

区民文化部 スポーツ振興課 3579-2651 (★印は各種受付窓口です。)

施設名称	所在地	問合せ先
★小豆沢体育館	小豆沢 3-1-1	03-3969-4166
★赤塚体育館	赤塚 5-6-1	03-3938-1966
★植村記念加賀スポーツセンター	加賀 1-10-5	03-3579-2626
★上板橋体育館	桜川 1-3-1	03-5399-6501
★高島平温水プール	高島平 8-28-1	03-3932-5348
小豆沢野球場 (軟式専用)	小豆沢 3-1-1	03-3967-4894
城北野球場 (軟式専用)	坂下 2-19-1	03-3967-2187
荒川戸田橋野球場 (一般・少年・硬軟兼用少年用)	新河岸 1-25 先	090-8560-0295 ※ 1
荒川戸田橋野球場 (硬軟兼用一般用)	舟渡 3-20 先	090-8560-0294 ※ 1
東板橋公園運動場 (少年野球場)	板橋 3-50-1	03-3962-3708
徳丸ヶ原野球場 (少年・60歳以上・女性専用、バットは木製バットのみ)	高島平 8-24-1	03-3934-4004
小豆沢庭球場	小豆沢 3-1-1	03-3967-4894
徳丸ヶ原庭球場	高島平 8-24-1	03-3934-4004
新河岸庭球場	新河岸 3-1-3	03-3939-4230
加賀庭球場	加賀 1-17-1	03-3961-6501
東板橋庭球場	板橋 3-50-1	03-3962-3708
荒川戸田橋サッカー場	舟渡 2-26 先	090-8560-0199 ※ 1
高島平多目的運動場	高島平 2-24-1	080-3275-8922 ※ 2
新河岸陸上競技場	新河岸 3-1-3	03-3939-7910
荒川戸田橋陸上競技場	舟渡 4-7 先	070-4505-3164 ※ 1
浮間舟渡フットサルパーク	舟渡 1-10-1 (新河岸東公園内)	03-3967-4751 ※ 1
和弓場	小豆沢 3-1-1	03-3967-8341
洋弓場	東坂下 2-21	03-3965-4234

※ 1 グラウンド利用可否以外は小豆沢体育館へお問い合わせください。

※ 2 グラウンド利用可否以外は高島平温水プールへお問い合わせください。

板橋区立体育施設公式 LINE アカウント

小豆沢体育館
@047aelpi



赤塚体育館
@946vxrog



加賀スポーツセンター
@574mhahv



上板橋体育館
@833kwpvb



高島平温水プール
@715srsvq



板橋区立屋外施設
@864rbvji



お友だち追加すると施設からの様々な情報を受け取ることができます！